

有効期間10年(令和13年12月31日まで)

令和3年8月20日

各部長・参事官
各所属長様

警察本部長
(交通規制課)

道路使用許可手続取扱要領の制定について(通達)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条に規定する道路使用許可業務については、「道路使用許可手続取扱要領の制定について」(平成31年3月1日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。)に基づき運用しているところであるが、この度、別添のとおり一部を改正し、令和3年9月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については令和3年8月31日限り廃止する。

別添

道路使用許可手続取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条に規定する道路使用許可（以下「許可」という。）に関する必要な手続要領を定めることにより、事務処理の斉一を期し、もって許可手続の適正化を図ろうとするものである。

第2 法令の準拠

許可の取扱いは、法、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、工事又は作業を行なう場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第2号。以下「命令」という。）及び広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号。以下「細則」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第3 許可の対象

許可の対象は、法第77条第1項に掲げる行為及び細則第12条に掲げる行為をいう。（別表「道路使用許可対象行為等一覧表」参照。）

第4 道路使用許可申請書の受理事

- 1 法第78条第1項の規定に基づく申請書（施行規則第10条に規定する別記様式第6をいう。以下「申請書」という。）の受理は、道路使用の場所を管轄する警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）において行うものとする。
- 2 警察署及び交通部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の2以上の管轄区域を使用する申請書の受理は、原則として、場所を移動しない使用行為については主たる使用場所を管轄する警察署長等が、場所を移動する使用行為については出発地を管轄する警察署長等が受理するものとする。

なお、公安委員会の管轄を異にする場合は、それぞれの公安委員会管轄下の警察署長等に申請させること。

- 3 申請書を受理するに当たっては、次の事項を確認すること。
 - (1) 形式的要件が具備されているか否か
 - (2) 申請内容は許可の対象行為であるか否か
- 4 申請書には、使用の場所、区間、方法、形態、現場責任者等を明らかにした書類の添付を求めるものとし、不必要な添付書類の提出は求めないこ

と。ただし、申請者が任意で書類を添付することは差し支えない。

- 5 祭礼雑踏警備等を必要とする申請の受理に当たっては、受理に先立ち警察署の地域課、警備課等関係各課と十分協議すること。
- 6 申請書及び添付書類が不備の場合又は当該行為の内容が法第77条第2項各号に該当しない場合については、説明の上、申請者においてこれを訂正又は変更させた後に受理し、あるいは取下げさせること。
- 7 ガス・水道管等の破裂、電線の切断、道路の陥没等に伴い災害に発展するおそれのある事態や具体的な危険性に対応するため一時的に行う緊急工事については、一旦電話又は FAX で受理し、道路使用許可緊急工事申請受理簿に記載するとともに、後日道路使用許可申請書を提出させること。
- 8 申請の受理日については、許可申請日と許可期間の間隔が開きすぎると道路事情等が変わることも予想されることから、特段の事情がない限り1か月前とすること。

ただし、申請の時期が早いことを理由に不許可とすることはできないことから、受理期間前は事前相談として応じ、地域合意形成等の必要な行政指導を行いながら申請に適切な時期がきた時点で受理すること。

第5 手続等

1 申請書の受理

申請書を受理する場合は、申請書2部の提出を求め、広島県警察関係手数料条例（平成12年広島県条例第6号。以下「手数料条例」という。）に定める額の手数料が納付されていることを確認すること。ただし、手数料免除及び適用除外規定に該当する申請は除く。

2 簿冊の備付け

申請書の受理及び許可証の交付に当たっては、別記様式第1号に定める道路使用許可申請取扱処理簿（以下「取扱処理簿」という。）に受理年月日、申請者交付日等を記載するとともに、許可証の交付に当たっては、受領サイン等を徴した上、取扱者を記載する等、その処理てん末を明らかにしておくこと。

3 適正な手続

申請書の受理、審査等に当たっては、法の規定はもとより、行政手続法（平成5年法律第88号）等に基づいた適正手続を行うこと。

4 再交付申請書の受理

- (1) 許可証の再交付申請に際しては、道路使用許可証再交付申請書（施行規則第12条に規定する別記様式第8号をいう。）、申請書（新たに作成したもの）及び先に交付している許可証の提出を求めて審査を行うこと。

なお、先に交付の許可証が亡失等により提出できない場合にあっては、保管する先に受理した申請書により審査を行うこと。

- (2) 再交付に係る許可証は、先に交付した許可証と同一のものを新たに作成し、許可証の右上部に「再交付」の文字及び再交付年月日を朱書きの上交付すること。
- (3) 再交付に係る関係書類は、先に受理した申請書の末尾に添付・保管するとともに、取扱処理簿の備考欄に再交付及び再交付理由（汚損・紛失）等の所要事項を記入し、その経過を明らかにしておくこと。

5 記載事項変更届の受理

- (1) 許可証の記載事項に変更を生じたときは、道路使用許可証記載事項変更届（施行規則第11条に規定する別記様式第7をいう。以下「記載事項変更届」という。）及び先に交付している許可証の提出を求めて審査すること。

なお、この場合において、変更内容が先に受理した申請内容と実質的に異なる場合、又は既に申請書の許可期間に及んだ後に使用内容を変更する場合は、新たに審査をする必要があるため新規の許可申請を求めること。

- (2) 記載事項の変更は、提出を受けた許可証の変更部分に変更内容を記入し、訂正部分に二本線を引き所定の公印による訂正を行った後、交付すること。なお、特段の事情がない場合は即日交付とすること。
- (3) 記載事項変更届に係る関係書類は、先に受理した申請書の末尾に添付し、保管するとともに、取扱処理簿の備考欄に記載事項変更及び内容等の所要事項を記入し、その経過を明らかにしておくこと。

第6 許可

許可を行うに当たっては、法第77条第2項に規定する基準に基づいて行うとともに、許可証の交付に際しては、交付する警察署長等の職名及び公印を記して行い、添付書類については許可証の効力に必要なもの全てに契印すること。

第7 不許可処分又は一部不許可処分

- 1 申請に基づく審査の結果、法第77条第2項の許可基準に該当しない場合は不許可又は一部不許可処分を行うこととなるが、この場合にあっては別記様式第2号に定める道路使用許可申請不許可・一部不許可通知書（以下「不許可通知書」という。）をもって申請者に通知すること。
- 2 不許可処分を行った場合は、申請書に不許可と朱書きし、不許可通知書とともに申請者に返却すること。

- 3 一部不許可の場合にあっては、申請書の許可証欄に一部不許可と朱書きし「上記のとおり許可する。」の「上記のとおり」を削除の上、不許可通知書に添付し、契印して交付すること。
- 4 不許可又は一部不許可の場合における申請書は、不許可通知書の控えを添付して保管するとともに、取扱処理簿等にそのてん末を明らかにしておくこと。
- 5 不許可又は一部不許可処分とした疎明資料を明らかにし、行政事件訴訟に備えること。
- 6 不許可又は一部不許可をした場合は、別記様式第3号に定める道路使用許可（不許可又は一部不許可，取消し，効力の停止）処分報告書により警察本部長に報告すること。

第8 許可の条件

1 条件の付与

- (1) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために付すべき条件は、合理的かつ必要最小限度とすること。
- (2) 交通の障害を除去するため、個々の行為に応じた具体的内容の条件を付すること。
- (3) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るといった交通管理上の目的以外の条件は付さないこと。また、条件と指導事項は明確に区分すること。

2 条件の変更

- (1) 交通状況の変化等により、新たに条件を付す必要が生じたとき又は既に付している条件を変更する必要が生じたときは、当該許可の申請者に対して、別記様式第4号に定める道路使用許可条件変更通知書を交付すること。
- (2) 条件変更等をした場合は、先に受理した申請書の末尾に条件変更通知書の控えを添付し、保管するとともに、取扱処理簿の備考欄に条件変更及び変更内容等の所要事項を記入し、その経過を明らかにしておくこと。

第9 関係警察署長等との協議及び通知

1 協議

道路使用の範囲が2以上の警察署等管内にわたる許可申請を受理した警察署長等は、当該行為の日時、場所、使用目的、使用方法、使用の形態及び付すべき条件について関係警察署長等と協議し、調整を図ること。

2 通知

協議の上、調整を図った当該許可行為については、関係警察署長等に必

要事項を通知すること。

第10 許可の件数及び期間に関する取扱い

1 許可の件数

(1) 許可件数の原則

原則として一つの行為又は一つの店舗について1件の許可とすること。

(2) 例外的な許可件数の取扱い

次の場合は包括的に1件として取扱うことができる。

ア 同一の申請者が同一の警察署等管内の場所的に近接した道路において、時間的に連続して同一の行為を行う場合

イ 同一の申請者が同一目的で二以上の異なる道路使用行為を行うこととなる場合であって、一つの道路使用行為が他の道路使用行為の前提とみなされる場合

2 許可の期間

許可の期間については、行為の目的、方法又は形態及び一般交通の実態等を相互に勘案し、必要最低限度の期間とし、別に定めがあるものを除き、その最長期間は1か月を超えないこと。ただし、永久的工作物については、道路管理者の占用許可期間に照らした許可期間とすることができる。

第11 許可申請手数料の徴収等

1 許可申請手数料の徴収

法第77条第1項の規定による許可又は法第78条第5項の規定による再交付については、手数料条例の規定に基づいて手数料を徴収すること。

2 許可申請手数料の免除等

(1) 手数料条例第6条の規定に基づき、国又は地方公共団体の行う申請は手数料の規定が適用除外される。

(2) 手数料条例第4条の規定に基づき手数料が免除できるものは、次のとおりである。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者が露店、屋台店等を出す場合

イ 社会福祉、公衆衛生その他専ら公益を目的とする事業を行う者又はその協力者が寄附を募集し、又は物を販売し、若しくは交付する場合

ウ 祭礼その他公益性を有する行事を行う場合

エ 簡単かつ軽易な工事又は作業をする場合

第12 許可の取消し又は効力の停止

1 取消し又は効力の停止事由

法第77条第5項に規定する許可の取消し又は効力の停止事由は、次のとおりである。

- (1) 許可に付された条件に違反したとき。
- (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたとき。

2 取消し又は効力の停止手続

(1) 関係書類の作成等

許可の取消し又は効力の停止処分を行うときは、実況見分を実施するなどして、関係書類を作成の上、処分事由を明確にしておくこと。

(2) 弁明の日時等の通知

処分に際しては、交通の危険を防止するため、緊急やむを得ない場合を除き、別記様式第5号に定める弁明通知書によりあらかじめ弁明をなすべき日時、場所及び処分事由を被処分者に通知すること。

(3) 有利な証拠の提出

被処分者又は代理人が付された条件に違反していないことを証明する文書、許可の取消し又は効力の停止処分が相当でないことを明らかにする他の類似事例の文書等の有利な証拠の提出の機会を与えること。

(4) 弁明録取書の作成

被処分者又は代理人の弁明は、別記様式第6号に定める弁明録取書により行うものとするが、聴取は交通担当課等の幹部が当たること。

(5) 取消し又は効力停止の処分通知

許可の取消し又は効力の停止処分を行うときは、被処分者に対し、別記様式第7号に定める道路使用許可の取消し・効力の停止通知書を交付して行うこと。この場合、取消処分をしたときは許可証の提出を求めこれを保管することとし、効力の停止処分をしたときは許可証の提出を求め、許可証欄に「効力停止」と朱書きの上、道路使用許可の取消し・効力の停止通知書の写しを契印添付し被処分者に還付すること。

なお、これら関係書類は、先に受理した申請書の末尾に添付保管するとともに、取扱処理簿の備考欄に取消し又は効力停止の所要事項を記入の上、経過を明らかにしておくこと。

(6) 弁明通知書の受領確認等

弁明通知書を交付した場合は、別記様式第8号に定める受領書・出欠通知書・代理人等選任届（以下「受領書等」という。）について説明の上、受領書等の提出を求めること。

(7) 取消し又は効力停止後の措置

ア 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟に関する事項を教示すること。

イ 許可行為を直ちに中止させること。

ウ 取消しをした場合は、速やかに道路の現状回復措置を講じさせること。

エ 効力を停止した場合は、必要な保安要員の配置、保安施設等の設置又は状況によって道路の現状回復の措置等による事故防止のための必要な措置を講じること。

(8) 結果報告

許可の取消し又は効力の停止処分を行った場合は、道路使用許可（不許可又は一部不許可、取消し、効力の停止）処分報告書により速やかに警察本部長に結果報告を行うこと。

第13 行進及び集団示威運動に係る許可の取扱い

法に定める道路使用行為と集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例（昭和36年広島県条例第13号。以下「公安条例」という。）による道路使用行為とは目的を異にする法令であり、本来それぞれの許可が必要である。

しかし、公安委員会と警察署長等が関連する機関であることにかんがみ、国民の負担軽減による利便性を図ることを目的として許可手続を一本化した対応を行うこととしているが、その要領は次のとおりである。

1 許可の申請とみなす場合

提出された公安条例の申請書に、施行規則第10条に規定する

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 道路使用の目的
- (3) 道路使用の場所又は区間
- (4) 道路使用の期間
- (5) 道路使用の方法又は形態
- (6) 現場責任者の住所及び氏名

が記載される場合は、道路使用許可の申請書とみなされるものである。

実務上の問題として、公安条例の申請書に、現場責任者の住所及び氏名が掲げられていないものについては、受理の際に補充記載する措置が必要である。

2 許可手続

- (1) 公安条例の申請に対し、道路使用の許可をする場合は、当該許可証の

余白部分に「道路交通法第77条第1項の規定により許可する。」旨を記載し、警察署長名を記載の上職印を押印すること。

(2) 付すべき条件がある場合は、合わせ記載すること。

3 指導事項

(1) 申請が施行規則第10条に規定する別記様式第6のみによるものであるときは、別に公安条例に係る許可申請書の提出を求めること。

(2) 公安条例については、開始日時の48時間前までの申請となっているので、時間的制限を遵守するよう指導すること。

第14 許可と道路占用許可との関係

法第79条の規定等により、道路管理者とあらかじめ行う協議については、次のとおりである。

1 法第79条の規定により、許可に係る行為が道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の適用を受けるものであるときは、申請書に別記様式第9号に定める協議書を添付し、関係する道路管理者に送付の上協議すること。

2 道路法第32条第5項の規定により、道路管理者から警察署長等に協議があった場合においては、交通管理面からこれを検討した上、別記様式第10号に定める回答書により速やかに道路管理者に回答すること。ただし、回答様式が示されている場合は、これにより回答することができるものとする。

3 許可と道路占用許可の申請を一括受理した場合、直ちに道路管理者に道路占用許可申請書を送付するなどの必要な措置を講じるものとし「道路管理者の許可を先に受けること」等の指導は行わないこと。この場合、郵送等の送付手段については、申請者の理解を求めた上行うこと。

4 常に道路管理者と緊密な連携により、交通管理面への反映を図るほか、申請者に不必要な負担を強いることなく適切な許可事務を行うこと。

第15 道路交通法第80条による協議があった場合の措置

法第80条は、道路管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行うときは、警察署長等の許可を受けることなく協議をもって足りるとしているが、その取扱いは次のとおりである。

1 協議の対象

協議の対象となるものは、道路管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため行う工事又は作業について、直営あるいは請負工事のいかんにかかわらず、道路管理者の監督員が常に現場を管理するなど、当該行為の全般について道路管理者の管理下にあるものをいい、これ以外のものは、法第

77条に定める警察署長等の許可が必要である。

2 対象道路

協議の対象となる道路は道路法に定める道路であって、道路法に規定する道路以外の道路については、協議の対象とならないので所定の手続をとるよう指導すること。

3 早期把握による適切な交通管理

道路管理者と緊密な連携を図り、年間計画等の早期把握に努め、適切な交通管理を行うこと。

第16 道路の上空に設ける通路の取扱い

1 連絡協議会における適切な対応

道路の上空に設ける通路について、特定行政庁に建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第4号の許可の申請があった場合には、警察署長、消防長又は消防署長、道路管理者及び特定行政庁からなる連絡協議会が設けられることから、警察署長は、同協議会において交通の安全と円滑を確保する観点から必要な参画を行い、道路使用許可について十分な調整を図ること。

2 道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の判断

道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の可否の判断に際しては、連絡協議会等を通じて当該通路の設置が国土交通省の基準に適合するものであるかを確認し、必要な条件を付して当該通路の設置を許可すること。この際、交通の安全と円滑に係ることについては、警察署長において主体的に審査を行うこと。

第17 委託業務

法第108条の31を受けて、道路使用に係る業務委託を行っているが、その取扱要領については、広島県交通安全活動推進センターに対する業務委託に関する事務処理要領の制定について（昭和62年4月1日付け広交規第285号）に定めるところであり、具体的指示、指導等による適正かつ効果的な委託業務の推進を図ること。

第18 許可事務に当たっての留意事項

1 事務は行政手続法（平成5年法律第88号）等の定めるところにより、申請者に不必要な負担を強いることなく、利便性を確保した適切かつ的確な処理を行うこと。

2 許可に当たっては、十分な事前審査を行い、具体的条件を付するとともに許可条件の遵守状況の点検、是正措置、現場回復状況等の現場管理を徹底すること。

- 3 交通が集中する時期に一度に工事が集中することがないように事前の指導を徹底するほか、都市部においては混雑コストを考慮した条件付与を行うなど、適切な交通管理を行うこと。
- 4 許可に当たっては、申請者に対し、危険防止対策のための具体的指導を徹底すること。
- 5 警察官は、警察署長等の命を受け、当該許可行為について、申請者等に対する指導を行うとともに、必要に応じて許可条件の履行状況及び行為後の現場復旧状況を確認するものとし、別記様式第11号に定める道路使用許可条件履行・現状復旧状況調査結果報告書又は情報報告等により、その適否、指導事項等を明らかにして警察署長等に報告すること。
- 6 疑義あるものは、事前に交通部交通規制課に連絡するなど、事務の斉一・適正化を図ること。

第19 報告

次に掲げるものは警察本部長に報告の上、事前の指導を受けること。

- 1 不許可、許可の取消し又は効力の停止処分を行う場合(緊急やむを得ないものは措置結果)
- 2 審査請求等紛議が予想される場合
- 3 法第81条(違法工作物等に対する措置)に基づく措置を行う場合(緊急やむを得ないものは措置結果)
- 4 大規模なマラソン、駅伝、ラリー等の各種競技及びイベントの場合
- 5 アーケード、地下街、上空通路、共同溝等の設置及び構造変更等のため、道路管理者等関係機関との協議を要する場合
- 6 主要幹線、繁華街等交通の頻繁な場所で、一般交通に著しい影響を及ぼすおそれがある場合
- 7 社会的反響が大きいと認められる場合
- 8 手続上の疑義がある場合又は特異なもの
- 9 細則第12条第10号に係るものの場合

第20 許可申請書の紛失・誤交付事案防止の徹底

許可申請書の紛失及び誤交付事案の発生は、警察の情報管理に対する信用を失墜するばかりか、個人情報流失による二次被害発生の可能性があることから、この種の事案防止の徹底を図ること。

第21 文書の保存

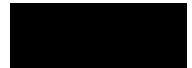
文書の保存は、次のとおりとする。

文 書 名	保存期間	備 考
道路使用許可申請書	3年度	道路使用許可期間が3年を超え

		る申請書については、道路使用許可期間を保存とする。
道路使用許可申請取扱処理簿	3年度	
道路使用許可緊急工事申請受理簿	1年度	
道路使用許可条件履行・現状復旧 状況調査結果報告書	3年度	
道路使用・占用協議書	1年	

本件担当

交通規制課 規制第一係



別表

道路使用許可対象行為等一覧表

道 路 交通法	条 文	許可の対象行為	許可件数	許可期間	留意事項
第77条 第1項 第1号 (1号許可)	道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人	<p>1 道路維持、修繕、改良工事等（ただし、法第80条の規定により道路管理者から協議のあったものを除く。）</p> <p>2 水道管、下水道管、ガス管等の埋設工事（マンホール工事を含む。）架空工事</p> <p>3 道路上空におけるつり足場、ゴンドラ等を使用して行う工事又は作業</p> <p>4 道路外で行う工事又は作業の一部が道路に突出しているもの又はその資材を道路に置く行為</p> <p>5 道路で行う採血、レントゲン撮影及び自動車の装置又は構造を用いて行う作業</p> <p>6 道路で行う測量、測定等を行う行為</p> <p>7 その他道路を使用して行う工事又は作業</p>	原則、1箇所を1件とするが同一申請者が同一警察署管内において、同一箇所を同一形態により連続して行う場合は、1か月以内のものをまとめて1件とすることができる。	1 か月以内	<p>(1)申請者は、当該工事又は作業をしようとする意思の主体である。</p> <p>(2)工事予告、迂回案内、照明具、安全施設等の安全対策の徹底を図ること。</p> <p>(3)道路上空作業は、通行止め及び落下防止（防護）措置を講じさせること。またアウトリガー等確実な固定による転倒事故防止対策の徹底を図ること。</p> <p>(4)上空作業における落下物防護施設の下端は、原則として4.5m以上とするなど、建築限界の基準を満たすこと。</p> <p>(5)工事時間外、工事中断の場合は埋め戻し等の原状回復、転落防止措置による危険防止対策の徹底を図ること。</p> <p>(6)地下埋設物が予想される場所にあつては、事前協議を徹底し、信号ケーブル</p>

					<p>の切断等の事故防止を図ること。</p> <p>(7) 工事が終了した後における標識標示等安全施設の原形復旧の徹底を図ること。</p> <p>(8) 道路工事が片側交互通行を生じさせるものであっても、非市街地や山間部、離島、夜間等で交通量が少ない場合、工事区間が短く道路の見通しが良い場合等であって、工事用信号機の単独利用により交通の安全と円滑が確保されると認められるときには、交通誘導員の配置を条件としないなど、個別の道路状況、交通状況等に応じて交通の安全と円滑を確保するための条件が必要最小限度となるようにすること。</p>
<p>第77条 第1項 第2号 (2号許可)</p>	<p>道路に石碑、銅像、広告板、アーチ、その他これらに類する工作物を設けようとするもの</p>	<p>1 石碑、銅像、広告板、アーチの設置</p> <p>2 「これらに類する工作物」</p> <p>(1) 電柱、ケーブル柱及びこれらに架する電線、電話線、ケーブル線等の設</p>	<p>原則、1箇所を1件とするが同一申請者が同一警察署管内において、同一箇所を同一形態により連続的に設置する場合は、1か月以内のものをまとめて1件とすることができる。</p>	<p>占用期間(一時的なもの)は1か月以内)</p>	<p>(1) 申請者は、工作物を設けようとする意思の主体である。</p> <p>(2) 占用許可を必要とするものは、道路管理者と連携すること。</p> <p>(3) 信号機、道路標識、道路の付属物の</p>

		置 (2)アーケード，日除け，雨よけの類 (3)電柱，火災，報知器，消化栓，郵便ポスト，電話ボックス，電気変圧器又は街路灯の類 (4)建築作業又は工事用の板囲い，足場，支柱その他工事用施設の類 (5)祭礼に使用するための舞台又は櫓の類 (6)広告塔，装飾塔，標塔の類 (7)取付けの広告物の類（電柱等道路上の工作物に取り付ける広告物の類，ただし，電柱等に巻き付け又は貼り付けるものは含まない。） (8)その他道路上に設置する工作物		効用を妨げないものであること。 (4)土地に定着性のない看板類は道路使用許可の対象外	
第77条 第1項 第3号 (3号許可)	場所を移動しないで，道路に露店，屋台，出店等これらに類する店を出そうとする者	1 露店(簡易な施設を設け又は屋外の特定の場所使用して物品を販売し，もしくは飲食物を提供するものをいう。)	原則，1店舗1許可とするが意思の主体が統一化されるなど諸般の事情を具体的に検討して，一つの店舗(行為)と認定できれば例外的に包括許	原則7日以内(但し，公益・慣習性があるなどやむを得な	(1)申請は，露店等を出そうとする意思の主体である。 (2)原則，公益・社会慣習性が必要 (3)原則，歩車道の

		<p>2 屋台店(簡易に移動できる施設で飲食を提供するものをいう。)</p> <p>3 「これらに類する店」とは、露店又は屋台店に似た形態の店(オープンカフェ、フリーマーケット等)をいい、営業行為のために設置する物件又は工作物の全てがこれに該当する。</p>	可できる。	い場合は1か月以内の必要な期間)	<p>区別のない道路は許可しないこと。</p> <p>(4)歩道には十分な幅員を確保すること。</p> <p>(5)原則、交通頻繁な場所は使用させないこと。</p>
<p>第77条 第1項 第4号 (4号許可)</p>	<p>道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要と認め、定めたものをするもの。</p>	<p>広島県道路交通法施行細則第12条(公職選挙法の規定に基づく選挙運動又は政治活動として行われる第2号、第4号及び第6号から第9号までの行為を除く。)</p> <p>第1号 道路に、みこし、山車、踊り屋台等を出し、又はこれらを移動すること。</p> <p>第2号 道路において、ロケーションをし、撮影会をし、又は街頭録音会をすること。</p> <p>第3号 道路において、競</p>	原則、1行為1許可とする。	原則7日以内(但し、公益・慣習性があるなどやむを得ない場合は1か月以内の必要な期間)	<p>(1)申請は、行為をしようとする意思の主体である。</p> <p>(2)選挙運動とは、「選挙の特定」「候補者の特定」「投票依頼」の3つの要件を全てみたすもの。選挙運動の3つの要件の1つでも欠ければ、政治活動となる。</p> <p>(3)必要に応じて自主整理員を配置させ、現場責任者、指揮者を明確にさせること。</p> <p>(4)通行人につきまとわり、立ちふさがり又はジグザグに通行するなどの行為はさせないこと。</p>

技会，仮装行列，パレード等を行うこと。

第4号

道路に人が集まるような方法で，演説，演芸，奏楽，映写等をし，又は拡声器，ラジオ，テレビジョン等の放送を行うこと。

第5号

道路において，消防，避難，救護その他訓練を行うこと。

第6号

道路において，旗，のぼり，看板，あんどんその他これらに類するものを持ち，若しくは楽器を鳴らし又は得意な装いをして，広告又は宣伝を行うこと。

第7号

道路において，広告又は宣伝のために，車両を連ね，又は車両に電光式，内部照明式等の方法による装飾その他特異な装いを施して通行すること。

第8号

道路において，寄

(5) 車両等に取り付ける装飾物は転落の虞がないものであること。

(6) 通行の妨げになる速度，方法等で通(走)行させないこと。

(7) 走行車両から印刷物等の配布はさせないこと。

(8) 設備外積載等の許可が必要な場合は併せて許可申請させること。

(9) 原則，貨物自動車の荷台に人員を乗車させないこと。

(10) 原則，街宣車による街宣活動は，各日午前8時から午後8時迄とすること。

(11) 要許可行為に該当するか否かについては，現場の道路構造や交通状況を勘案し，一般交通に著しい影響を及ぼすような行為に該当するかどうかを個別具体的に判断すること。

附を募集し，又は署名を求めること

第9号

広告，宣伝のため印刷物その他の物を道路に散布し，又は道路において通行する者にこれを配布すること。

第10号

道路において，次の実証実験をすること

○ロボットの移動を伴う実証実験

○人の移動の用に供するロボットの
実証実験

○自動車から遠隔に存在する運転者電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験

第11号

前各号に掲げるもののほか一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為

(別記)
様式第1号 (第5関係)


道路使用許可申請取扱処理簿

警察署 (隊)

受理 番号	受理 月日	許可 月日	申請 者の 住所・氏名	使用の場所 (区間)	使用期間 (時間)	許可区分	交 付			備 考 (経過措置等)
							交付日	受領 サイン等	取扱者	
								受	受	
								交	交	
								受	受	
								交	交	
								受	受	
								交	交	
								受	受	
								交	交	
								受	受	
								交	交	
								受	受	
								交	交	

注1 再交付は元の番号で許可証を作成・交付すること。
 注2 許可区分欄には、道路交通法第77条第1項の1号～4号 (4号の場合にあっては、広島県道路交通法施行細則第12条の1～10号)の区分を明記しておくこと。
 注3 備考欄には、協議状況、不許可、再交付、再交付、取消し、効力の停止等の必要な経過措置を記入しておくこと。

様式第2号（第7関係）

第 年 月 日								
住所 様								
警察署長 								
道路使用許可申請 [不許可 一部不許可] 通知書								
年 月 日付で申請のありました道路使用許可申請については、次の理由で [不許可 一部不許可] とします。								
<table border="1"><tr><td style="width: 20%;">不許可の (一部) 理由</td><td></td></tr><tr><td>一部</td><td><input type="radio"/> 道路使用期間</td></tr><tr><td>不許可の</td><td><input type="radio"/> 道路使用場所</td></tr><tr><td>内容</td><td><input type="radio"/></td></tr></table>	不許可の (一部) 理由		一部	<input type="radio"/> 道路使用期間	不許可の	<input type="radio"/> 道路使用場所	内容	<input type="radio"/>
不許可の (一部) 理由								
一部	<input type="radio"/> 道路使用期間							
不許可の	<input type="radio"/> 道路使用場所							
内容	<input type="radio"/>							
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。</p>								

様式第3号（第7，第12関係）

第 年 月 日 号		
警 察 本 部 長 様		
警 察 署（隊）長		
道路使用許可 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 不許可（一部不許可） 取 消 し 効 力 の 停 止 </td> </tr> </table> 処分報告書		不許可（一部不許可） 取 消 し 効 力 の 停 止
不許可（一部不許可） 取 消 し 効 力 の 停 止		
被処分者の 住所・氏名 年齢・電話		
処分に係る道路 使用許可の種別 及び許可内容		
処分内容及び 処 分 理 由		
処 分 の 月 日 又は 期 間		
参 考 事 項		

様式第4号（第8関係）

第 年 月 日 号	
様	
警察署長 印	
道路使用許可条件変更通知書	
道路交法第77条第4項の規定により、 年 月 日付け第 号 により許可した道路使用許可の条件 } を下記のとおり変更 } したので通知します。 に 加え 下記 の 条件 を 付	
変更又は新たに付した条件	
理由	

注1 この通知書は、許可証と一体のものとして取扱ってください。

2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

様式第5号（第12関係）

第 号 年 月 日			
様			
警察署長 印			
弁 明 通 知 書			
道路交通法第77条第6項の規定により、 年 月 日付け第 号により許可した道路使用許可の <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">取 消 し</td></tr><tr><td style="text-align: center;">効力の停止</td></tr></table> をすることについて、 あなたの弁明を聴きますので、下記日時・場所に出頭してください。		取 消 し	効力の停止
取 消 し			
効力の停止			
なお、正当な理由がなく出頭されない場合は、権利を放棄したものとみなして 措置します。			
記			
出頭の日時	年 月 日 時 分		
出頭の場所			
処分の理由			

弁 明 録 取 書

住 所
氏 名

年 月 日生（ 歳）

本職は、 年 月 日
において、上記の者に対し道路交通法第77条第6項の規定により、道路使用許可の 処分に関し弁明の機会を与えたところ、任意次
のとおり弁明した。

弁明人 印

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名 印した。

前 同 日

警察署
階級 氏名 印

様式第7号（第12関係）

	第 年	月	号 日
様			
警察署長 印			
道路使用許可の { 取 消 し 効力の停止 } 通知書			
<p>道路交通法第77条第5項の規定により、</p> <p>第 号により許可した道路使用許可の { 取 消 し 効力の停止 } をしたので通知 します。 なお、許可証は速やかに返納してください。</p>			
取消しの月日	年 月 日		
効力停止の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで <div style="text-align: right; padding-right: 5px;">間</div>		
処分の理由			

注 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

様式第8号（第12関係）

受 領 書

年 月 日付け許可証番号 号の道路使用許可の
取消し・効力の停止処分に係る弁明通知書を確かに受領しました。

年 月 日
受領者

出 欠 通 知 書

年 月 日付け許可証番号 号の道路使用許可の
取消し・効力の停止処分に係る弁明については、

- 出席します。
- 欠席します。

年 月 日
氏 名

代 理 人 等 選 任 届

私は、年 月 日付け許可証番号 号の道路使用
許可の取消し・効力の停止処分に係る弁明について、下記の者を

- 代理人としてすべての権限を委任します。
- 補佐人として選任します。

代 理 人	○ ○ 補 佐 人	住所
		氏名 生年月日 年 月 日生（ 歳）
		連絡先 

年 月 日
氏 名

様式第9号（第14関係）

第 年 月 日 号	
様	
警 察 署（隊）長 印	
道路使用・占用許可について（協議）	
標記のことについて下記のとおり申請があったので、道路交通法第79条の規定に基づき協議します。	
記	
申請者	住所
	氏名
許可の期間 （時間）	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 間
場 所 （面積）	
形態・方法 工作物の構造等	
現場責任者 （連絡先）	住所 氏名 （☎）
許可条件等	

以下、添付書類のとおり。

様式第10号（第14関係）

		第 号 年 月 日
様		警察署（隊）長 <input type="checkbox"/>
道路使用・占用許可について（回答）		
年 月 日付け第 号をもって協議のあった標記の ことについて、下記のとおり回答します。 記		
申請者	住 所	
	氏 名	
許可の期間 （ 時 間 ）	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	間
場 所 （ 面 積 ）		
意 見	<input type="checkbox"/> 許可して差し支えない <input type="checkbox"/> 不許可	
許可条件又は 不許可の理由		

備考 記載事項のうち、「申請者」「許可の期間」「場所」欄の記載については、協議先との申し合わせ等により、省略することは差し支えない。

様式第11号（第17関係）

年 月 日

警察署長 様

警察署（隊） 課（分駐隊） 係
階級 氏名 ㊟

道路使用許可条件履行・現状復旧状況調査結果報告書

道路使用許可に係る条件の履行状況・現状復旧状況の調査結果は、次のとおりです。

許可日		許可番号
工期	～	申請者
調査事項	適否	記事
道路使用期間・時間	適・否	
道路使用の方法	適・否	
道路使用の範囲	適・否	
現場責任者等管理状況	適・否	
安全対策	保安柵等	適・否
	点滅灯・警告灯	適・否
	誘導員・誘導要領	適・否
	う回誘導板等の掲示	適・否
	その他安全対策	適・否
事後措置	覆工	適・否
	埋め戻し	適・否
	標識・標示等復旧	適・否
	資器材の撤去	適・否
	清掃等	適・否
その他	適・否	

(別記)
様式第12号 (第4関係)

道路使用許可緊急工事申請受理簿

警察署 (隊)

受理 番号	受理 月 日	申 請 者 の 住所・氏名(会社名)・連絡先 現場責任者 (連絡先)	使 用 の 場 所 (区 間)	使 用 期 間 (開始時間) (終了時間)	工 事 内 容	取 扱 者	備 考 (経過措置 ・後日申請状況等)

注1 備考欄には、必要な経過措置や後日の申請状況等について記入しておくこと。